箕面市立霊園合葬式墓地 募集案内



1. ご案内

箕面市立霊園合葬式墓地は、最大1万体までひとつの大きなお墓にご遺骨を一緒に埋葬する墓地です。個人で管理する必要がないことからお墓の承継の心配がなく、単身のかたや一代限りのお墓にしたい、また、生前での申込みをしたいなど、多様なニーズにお応えします。 なお、合葬式墓地には、合葬式墓地に眠るかたのお名前などを石のプレートで残す記名板や、いつでも参拝できる共同参拝スペースを備えています。

所在地	箕面市半町四丁目 728 番地(箕面市立聖苑南隣)		
交通機関	阪急電車箕面線「桜井」駅下車、南へ約 800 メートル(国道 171 号半町交		
	差点南へ約 250m)、徒歩約 15 分		
	阪急バス「半町」バス停下車、約 300 メートル(国道 171 号半町交差点南		
	へ約 250m)、徒歩約 5 分		
主な設備	駐車場(約40台)トイレ、水汲場		
開園時間	午前7時から午後5時30分まで(年中開園。参拝、見学自由)		

2. 申込資格

- 次のいずれかに該当する場合、申込みできます(市内居住、市外居住は問いません)
 - O すでに焼骨を所持している場合 配偶者、四親等内の血族、養親又は養子にあたるかたの焼骨の埋葬
 - 〇 生前申込の場合
 - ① ご自身の埋葬
 - ② 配偶者、二親等内の血族、養親又は養子にあたるかたの埋葬
 - 一般墓地や納骨堂から焼骨を移す改葬許可を受けられた場合

3. 使用料

合葬式墓地使用料 1体 市内 50,000円+消費税

(市外 75,000円+消費税)

+

記名板使用料(希望者のみ)1枚 市内 50,000円+消費税

(市外 75,000円+消費税)

※「市内」 ①使用申込者が市内に住所を有する場合

②埋葬されるかたが死亡当時市内に住所を有していた場合

※「市外」 上記①、②以外の場合

※「記名板」 ①仕様:タテ45mmヨコ120mmの石のプレート

②記載:氏名、生年月日、死亡年月日を彫ります

③位置:記名板作成順に配置します

<記名板のイメージ>

箕 面 太 郎

生年月日~死亡年月日

※災害その他特別の事由(生活保護の受給等)があるかたは、合葬式墓地使用料は免除となる場合がありますのでお申し出ください。

4. 申込·埋葬方法

■申 込

①次の書類と使用料を直接、市立聖苑へお持ちください。

必要書類	・すでに焼骨を所持している場合・改葬許可を受けた場合	生前申込の場合
箕面市立霊園合葬式墓地 使用許可申請書 (様式第2号)	0	
箕面市立霊園記名板 使用許可申請書 (様式第3号)	△ 記名板を希望する場合	
住民票 (申込者、埋葬者の氏名と住所 (注) を示すもの)	O	
戸籍謄本 (申込者、埋葬者、埋葬管理者 の関係を示すもの)	△ 住民票に関係記載がない場合	△ 住民票に関係記載のない場合
埋葬者の死亡を示す書類	〇 (次のいずれか) ・戸籍謄本又は住民票除票・埋火葬許可証又は改葬許可証	×
使用料	〇 書類審査後、使用料をお支払いいただきます。	

注:市内料金の適用には、申込者が申込み時点で市内に居住していること、又は埋葬者 が死亡時点で市内に居住していることが必要です。

②箕面市立霊園合葬式墓地使用許可証(様式7号)、箕面市立霊園記名板使用許可証(様式8号)を交付します。焼骨の埋葬時に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

■埋 葬

焼骨とともに下記書類を直接、市立聖苑へお持ちください。

- 箕面市立霊園合葬式墓地使用許可証(様式7号)
- 箕面市立霊園記名板使用許可証(様式8号)
- 箕面市立霊園埋蔵届出書(様式9号)
- ・埋火葬許可証または改葬許可証

5. 注意事項(必ずお読みください)

- 1. 合葬式墓地にいったん埋葬した焼骨の返還や別の墓地への改葬は、一切できません。
- 2. 生前申込の場合、ご自分の焼骨の埋葬時の手続をご親族等にご相談いただき、埋蔵管理者としてそのご親族等の氏名を申請書に記入していただきます。
- 3. 納入された使用料は、いかなる理由があっても返還いたしません。
- 4. 使用許可を受けた焼骨以外は埋葬できません。
- 5. 焼骨の埋葬は市が行います。合葬式墓地内部への立入はできません。
- 6. 市は、供養行事等は行いません。

6. 問い合わせ先

箕面市立聖苑

〒562-0044 大阪府箕面市半町4丁目6番32号

電 話 072-720-7980

FAX 072-720-7982



箕面市役所 市民部 市民サービス政策室

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号 市役所別館1階12番窓口

電 話 072-724-6717

FAX 072-723-5538